

# 社会福祉法人全国社会福祉協議会 行動計画

(次世代育成支援対策推進法に基づく第5次行動計画・女性活躍推進法に基づく第1次行動計画)

期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活それぞれの充実を図り、働きやすさと働きがいを感じられる職場づくりを進めるため、次のとおり行動計画を策定します。

**目標1** 誰もが働きやすく、働きがいを感じられる職場づくりに取り組みます。

〈対策〉

- 定期的に、全職員向けに育児・介護等の両立支援のための制度に関する情報提供を行い、理解と利用促進を図ります。
- 対象者を限定しない在宅勤務や短時間勤務等、多様な働き方を実現するための仕組みづくりを行います。

**目標2** 働き方に関する職員の意識改革に取り組みます。

〈対策〉

- 職務状況記録および部長面談を自らの働き方を振り返る機会としつつ、業務や生活上の目標達成に向けて必要な業務調整等につなげます。
- 「働き方改革の取り組み計画」に基づき職員研修や職員アンケート等を実施し、各職員が働き方等に対する考え方の多様性を認めつつ、自らの働き方を考えることを促します。

**目標3** すべての職員が仕事と生活それぞれの充実を図ることができるよう、年次有給休暇の取得促進に取り組みます（取得率40%（年8日）の維持）。

〈対策〉

- 令和4年度より、部所ごとに所属職員の年次有給休暇取得計画を共有し、休暇を取得しやすい雰囲気づくりに取り組みます。
- 部長面談や副部長との日報リプライ等の取り組みを通じて、休暇取得に向けた業務調整に必要なコミュニケーションの活性化を図ります。

**目標4** すべての職員が仕事と生活それぞれの充実を図ることができるよう、超過勤務時間の削減に向けた取り組みを行います。

〈対策〉

- 定時90分前の時報や声掛けを行い、職員が時間意識をもって業務に取り組むことを促します。
- 業務量の削減に向け、各部事業の分析、取捨選択を行います。
- 職員による提案型ワーキンググループにおいて、効果的・効率的な業務遂行方法等を検討し、具体化します。